

●福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則（案）等への御意見に対する考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>①保護区等の監視体制について、定められておらず、指定を受けても違法な採取・捕獲は現行犯でなければ検挙することができない。無人監視体制の整備について検討してはどうか。</p> <p>②希少種保全のために調査・活動をされている方々の妨げとならないようにしてほしい。規制対象行為の明確化、学術研究・保全・調査についての申請手続きの簡略化、もしくは手続方法例の開示をしてほしい。</p> <p>③指定種の選定については、県民の意見を踏まえた上で指定種を決定してほしい。</p> <p>④外来種を放つことの禁止について、罰則があるか。また、条例に基づき外来種を指定し、取引を規制してほしい。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>①保護区等の監視体制については、常時巡視・監視するための職員ではありませんが、希少野生動植物種保護推進員を設置することとしております。</p> <p>また、違法な採取や捕獲については、捕獲等の禁止のほかにも所持の禁止を規定しております。これにより、現行犯でなくても捕獲等の許可を受けた個体や指定前に捕獲等した個体等を除いて、現に個体を所持しているだけで規制することが可能となります。</p> <p>なお、無人監視体制の整備については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>②規制対象行為については、規則の公布により詳細を公表することとしております。</p> <p>捕獲等の申請については、種の保護に資するものであるかどうか審査するため、その審査に必要な手続きをお願いすることとなります。御理解と御協力をお願いします。</p> <p>なお、手続方法例の開示に関する御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>③指定種の指定に当たっては、福岡県環境審議会に意見を聴くとともに、2週間のパブリックコメントを実施することとしております。</p> <p>また、別に指定種の提案制度を設けております。</p> <p>④外来種を放つことの禁止について、罰則は規定しておりません。</p> <p>ただし、国の外来生物法において、特定外来生物に指定されている148種については、生きたままの運搬や放出等が規制されており、罰則も適用されます。</p> <p>まずは、本条例において、外来種を放つことの禁止等を明確化し、外来種問題に関する普及啓発に努めるとともに、外来種に関する調査・</p>

	意見の概要	意見に対する考え方
		研究を推進してまいります。
2	カンムリウミスズメ及びクロツラヘラサギを指定種に指定してほしい。	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>指定種の指定については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、指定種の指定については、提案制度を設けておりますので、御提案を御検討ください。募集時期等の詳細につきましては、今後県ホームページ等でお知らせします。</p>
3	県民や団体による保護活動がより円滑に進められるようにしてほしい。指定種の指定により保護活動の手続きが煩雑にならないようにしてほしい。	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>本条例の運用に当たっては、県民の皆様や保護団体の皆様の御協力が不可欠であると考えており、指定種の指定に当たっては、指定により保護活動が阻害されることのないよう慎重に検討を進めていきます。</p> <p>また、指定された種については、認定を受けることにより保護団体が保護回復事業を実施することができます。認定された団体は、捕獲等の許可の申請等手続きが除外されるなど、手続きが煩雑とならないよう配慮しております。</p>
4	外来生物に対するきめ細かな対策を講じる必要があると思うので、外来種に関する規定を充実させるか、外来種対策条例を別途制定すべきだ。	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>外来種対策についてですが、国の外来生物法において、特定外来生物に指定されている148種については、生きたままの運搬や放出等が規制されており、罰則も適用されます。</p> <p>まずは、本条例において、外来種を放つことの禁止等を明確化し、外来種問題に関する普及啓発に努めるとともに、外来種に関する調査・研究を推進してまいります。</p>

	意見の概要	意見に対する考え方
5	アマチュアによる調査や情報提供のモチベーションが低下しないよう、研究者や指定の民間団体だけでなく、一般愛好家の採集手続きの簡略化等を行ってほしい。	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>本条例の運用に当たっては、一般愛好家の方を含めた多くの県民の皆様のご協力が必要不可欠であると考えております。</p> <p>ただし、指定種は、県内に生息・生育する希少種のうち、特に保護を図る必要があるものとして条例に基づき指定するものであり、そのほとんどが個体数の減少が著しい種であることが想定されます。捕獲等の申請については、種の保護に資するものであるかどうか審査するため、その審査に必要な手続きをお願いすることとしております。御理解と御協力をお願いいたします。</p>
6	外来種を放つことを禁止することについて、外来種にネコが含まれることが懸念される。	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>ネコは野生動物ではなく、愛玩動物ですので、本条例における外来種には該当しないものと考えております。</p>
7	<p>①クロツラヘラサギやカブトガニ等を指定希少野生動植物種として指定し、曽根干潟などを生息地等保護区に指定してほしい。</p> <p>②チュウヒを指定希少野生動植物種に指定し、営巣・繁殖エリアを生息地等保護区に指定してほしい。</p> <p>③種の保存法の国内希少野生動植物種について、自治体が手厚く保護施策を実施すべきだ。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>①②指定種や生息地等保護区の指定については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、指定種の指定については、提案制度を設けておりますので、御提案を御検討ください。募集時期等の詳細につきましては、今後県ホームページ等でお知らせします。</p> <p>③種の保存法における国内希少野生動植物種については、国において総合的な施策が検討されると考えられますので、県としては、その動向を注視し、連携等の検討を行ってまいります。</p>